

仕 様 書

受付番号

頁

件 名	令和7年度 水道用次亜塩素酸ナトリウム購入業務(その2)
仕 様 概 要	1. 本仕様書は、令和7年度 水道用次亜塩素酸ナトリウム購入業務(その2)の仕様について定めるものである。 2. 品質 (1) 納入する水道用次亜塩素酸ナトリウムは品質管理された原材料を用い、製造工程及び製品についても品質管理されたものであること。 (2) 製品の品質はJWWA K120:2008-2 特級 製品 I とし、納入時の品質が次に適合する製品とする。 ・有効塩素濃度 12.0%以上 ・外観 淡黄色の透明な液体 ・比重(20度) 1.16以下 ・遊離アルカリ 2%以下 ・臭素酸 10mg/kg以下 ・塩素酸 2,000mg/kg以下 ・塩化ナトリウム 2.0%以下 3. 品質検査 納入する水道用次亜塩素酸ナトリウムは「水道施設の技術的基準を定める省令」及びに掲げる物質項目を満たしていること。 また、試験方法は「水道薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」に基づくものとする。 なお、日本水道協会規格等の証明機関による品質認証を受けた薬品については、ガイドラインに基づく試験(試験成績表-1)を省略することが出来る。ただし、その際には認証を受けたことを証明する書類等を初回納入時まで提出すること。 4. 購入予定数量 650箱(20Kg箱 ポリ容器等入り) (注)購入予定数量は、見込み数量であり、納入数量を保証するものではない。 5. 納入 精華町上下水道部が指定する場所及び日時に納入すること。 6. 契約 1箱あたりの単価契約とする。 7. 履行期間 令和7年6月1日～令和8年3月31日 8. その他 (1) 納入数量は1回あたり50箱を基本とする。 (2) 契約締結後、速やかに安全データシート(SDS)及び緊急時の連絡体制表を提出するとともに、直ちに納入に応じられる体制を整えておくこと。また、災害時等には水道の事業継続に配慮し、薬品の優先的な供給に努めること。 (3) 納入業者は、契約期間中は安定供給に努めること。 (4) 見積数はあくまでも購入予定数量であり、契約後において増減することについての異議は認めない。 (5) 盆休み及び年末年始等長期休業を行う場合は、必ず1ヶ月前までに本町担当者へ書面にて通知すること。 (6) 履行期間内に納入した使用済容器(梱包及び残液を含む)については、月に1回の頻度以上、あるいは、発注者の指示に応じて納入者が回収し、履行期間後においても適正に処理すること。